



ふるべー



家庭ごみ 有料化・戸別収集 特集号

4月1日(月)から始まります 家庭ごみ有料化 戸別収集 変更点を ご確認ください

4月1日(月)から、家庭ごみ有料化・戸別収集が始まります。また、資源とごみの分別と一部品目の収集回数が変わります。主な変更点を項目ごとにまとめましたので、準備が整っているかご確認ください。また、資源とごみの分別方法や収集回数などの変更する内容は、資源とごみの収集カレンダー・パンフレットに詳しく記載しています。併せてご覧ください。
家庭ごみ有料化・戸別収集、分別変更などのお問い合わせは、4月26日(金)まで開設する臨時コールセンターをご利用ください。


問合せ 臨時コールセンター ☎ **0570(033)227**




市指定の有料ごみ袋

4月1日(月)から、家庭から出る、燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチック製容器包装は、市指定の有料ごみ袋(指定収集袋)で出してください。それ以外の品目(ビン、カン、ペットボトル、紙類や段ボールなど)は、これまでどおり中身が確認できる透明か半透明の袋に入れるか、ひもで束ねるなどして出してください。
※電池は、ごみに出すおもちゃや電化製品などから必ず取り外してください。


◆燃やすごみ用
(黄色の指定収集袋)
生ごみ、ティッシュペーパー、汚れた雑がみ、汚れが落ちにくいプラスチック製容器包装、革製品、ビニール製品、ゴム製品、15リットル未満のプラスチック製品など



◆燃やさないごみ用
(乳白色の指定収集袋)
陶磁器、ガラス、15リットル以上のプラスチック製品(プラマークがついているものを除く)、金属類(なべなどの資源を除く)



◆プラスチック製容器包装用
(青色の指定収集袋)
プラマークがついているプラスチック製の容器や包装(お弁当のパック、ペットボトルのキャップ(フタ)、ラベル、シャンプー・洗剤のボトル、レジ袋、お菓子の袋など)



有料ごみ袋の購入

燃やすごみ用、燃やさないごみ用、プラスチック製容器包装用の市指定の有料ごみ袋(指定収集袋)は、市内や小平市近隣のスーパーマーケット、ドラッグストア、コンビニエンスストアなどの指定収集袋取扱店で購入できます。指定収集袋取扱店は、収集カレンダー・パンフレット(右図)や小平市ホームページ(右図のQRコードからアクセス)でご覧になれます。
※指定収集袋は購入後の払い戻しはできません。大量に購入することを控えて、計画的な購入をお願いします。



資源・ごみを出す場所

戸建住宅は、資源・ごみを出す場所(排出場所)が各戸の敷地内が変わります。集合住宅は、これまでどおり、敷地内の集積所に出してください。これまで敷地内に集積所がない集合住宅にお住まいで、まだ敷地内に新たな集積所が決まっていない方は、集合住宅を管理している方に相談してください。また、現在集積所で利用している戸建住宅用のごみ集積ボックス(右図)で地面から取り外して解体したものは、平成32年3月31日(火)まで、粗大ごみとして無料で収集します。詳しくは、資源循環課(☎042(346)9535)へお問い合わせください。



ごみ集積ボックス